

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8月17日

【会社名】 昭和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Showa Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此下 竜矢

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄司 友彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄司 友彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 84,000,000円
(第12回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 5,823,363円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
498,569,463円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月15日付けで提出した訂正有価証券届出書につきまして、一部記載の誤り及び添付書類である監査報告書の添付漏れがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行新株予約権付社債（第1保転換社債型新株予約権付社債）
（新株予約権付社債に関する事項）

第三部 追完情報

（添付書類の追加）

監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

添付書類を追加しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

(訂正前)

銘柄	昭和ホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
(中略)	
償還期限	平成32年9月2日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成32年9月2日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (4) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対して予め14暦日前までに書面により通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。 (5) 当社は、平成30年7月31日付並びに平成30年8月15日付の当社取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
(中略)	千葉県柏市十余二348番地 昭和ホールディングス株式会社 管理部
申込期間	平成30年8月31日
申込取扱場所	
払込期日	平成30年9月3日(月)
(以下略)	

(訂正後)

銘柄	昭和ホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
(中略)	
償還期限	平成32年9月2日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元本は、平成32年9月2日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。</p> <p>(4) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対して予め14日前までに書面により通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。</p> <p>(5) 当社は、平成30年7月31日付並びに平成30年8月15日付の当社取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。</p> <p>(6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
(中略)	
申込期間	平成30年8月31日
申込取扱場所	千葉県柏市十倉二348番地 昭和ホールディングス株式会社 管理部
払込期日	平成30年9月3日(月)
(以下略)	

第三部 【追完情報】

（訂正前）

1．事業等のリスクについて

（中略）

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第117期有価証券報告書)及び第118期第1四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日の訂正届出書提出日(平成30年8月15日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

（以下省略）

（訂正後）

1．事業等のリスクについて

（中略）

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第117期有価証券報告書)及び第118期第1四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日の訂正届出書提出日(平成30年8月15日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

（以下省略）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月14日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

(追加情報)に関する注記(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL.(以下「GL」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などを指摘された。この指摘に対し会社グループでは第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査等しているが、現在においても、タイSEC指摘の根拠を特定することはできていない。会社は第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等も考慮し、前連結会計年度から、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定しており、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間末における当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対する貸倒引当金は6,462百万円となっている。

当監査法人は、第三者委員会調査結果等の検討やGL会計監査人からの協力を得て独自にも追加的な検討を行ったものの、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連するこれらの項目及びその比較情報について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできず、これらの金額に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかったため、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明した。

これらの事項は、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間においても解消していないため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明する。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. (追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD.からの請求等について)に記載されているとおり、会社連結子会社GLは、GLが発行した180百万USドルの転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.から転換社債の即時一括弁済などを請求されており、タイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLH等に対し各種の訴訟が提起され係争中である。
 2. (重要な後発事象)に関する注記(第三者割当による第12回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)に記載されているとおり、会社は、平成30年7月31日開催の取締役会において、第三者割当による第12回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行することを決議した。
 3. (重要な後発事象)に関する注記(当社連結子会社Group Lease PCLにおける2017年12月期の決算訂正)に記載されているとおり、連結子会社GLは、平成30年7月31日開催のGL取締役会において、2017年12月期の決算訂正を行うことを決定し、修正財務諸表をタイ証券取引所に提出した。
- これらの事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。